

平成27年8月3日

法人インターネット・バンキングサービスにおける不正な払戻し被害の補償基準

高岡信用金庫

当金庫では、法人のお客様（個人事業主を含みます）が法人インターネット・バンキングにおける不正な払戻し被害に遭われた場合、下記の通り補償いたします。

記

＜補償概要＞

お取扱開始日	平成27年8月3日（月）
対象となるお客様	「しんきん法人インターネット・バンキングサービス」をご契約いただいているお客さま
補償の対象	不正払戻しが発生した日から30日以内に届出があった被害に限ります。 （利息・手数料を含みます。）
補償限度額	1口座につき、電子証明書方式は年間3千万円 ID・パスワード方式は年間1千万円
補償を受けるための要件	本補償の適用を受けるためには、以下のセキュリティ対策を行っていただく必要があります。 【お客さまに行っていただくセキュリティ対策】 ① パソコンにセキュリティ対策ソフト（当金庫が提供している「Phish Wallプレミアム」および市販のウィルス対策ソフト）を導入するとともに、定義ファイルを最新の状態に更新すること。 ② 当金庫が指定している推奨環境の基本ソフト（OS）やブラウザを使用していること。 ③ 本人認証方式として電子証明書方式を利用している場合、正規の手順で電子証明書を利用していること。 ④ 法人インターネット・バンキングにおける各種パスワードを定期的に変更していること。 （セキュリティソフト「Phish Wallプレミアム」、電子証明書方式をご利用いただく場合、お客さまに新たなご負担はございません。）

補償対象外や補償減額となる場合	① 補償を受けるための要件を満たしていない場合 ② 顧客情報（ＩＤ・パスワード等）が口座名義人に到達する前に生じた顧客情報の盗難または紛失による不正使用 ③ 他人に強要されたインターネット・バンキングサービスの不正使用 ④ 端末機および通信媒体が正常に機能しない状態で行われた使用 ⑤ インターネット・バンキング契約者、またはその従業員の故意もしくは重大な過失または法令違反 例. A.ＩＤや各種パスワードを記載した書類等が盗難にあったために不正利用された B.他人にインターネット・バンキングサービスに必要な情報を教えたために不正利用された等 ⑥ 口座名義人の同居の親族、別居の未婚の子、同居人または留守を預かる者が自ら行った盗難または加担した盗難 ⑦ 法人名義人の場合、使用人が自ら行った盗難または加担した盗難 ⑧ 戦争、内乱、その他これらに類似の事変、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難もしくは紛失 ⑨ 警察に被害届を出していない場合、または警察等による被害調査にご協力いただけない場合 ⑩ お客さまが反社会的勢力に該当する場合
------------------------	---

以上